

*** 独立行政法人都市再生機構監事監査実施基準の一部改正について（通知）**

（平 16. 7. 1）

改正 平成 27 年 4 月 1 日 (イ)

令和 2 年 4 月 1 日 (ロ)

監事 から 理事長 宛て

標記について、独立行政法人都市再生機構監事監査実施基準の一部を別紙のとおり改正したので通知する。

なお、同基準について、役職員へ周知方依頼する。

以 上

令和2年4月1日

独立行政法人都市再生機構監事監査実施基準

(総則)

第1条 この実施基準は、独立行政法人都市再生機構監事監査要綱（以下「要綱」という。）第12条の規定に基づき、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）の監事が行う監査（以下「監査」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(監査の範囲等)

第2条 監査の範囲は、業務監査及び会計監査とする。

- 2 業務監査は、機構の業務の適正かつ効率的、効果的な運営を図ることを目的とする。
- 3 会計監査は、機構の会計経理の適正を確保することを目的とする。

(会計監査人監査の監視等) (イ)

第2条の2 監事は、前条第3項に規定する会計監査のほか、会計監査人が公正普遍の態度及び独立の立場を保持し、職業的専門家として適切な監査を実施しているかの監視及び検証をするものとする。(イ)

- 2 監事は、次の各号に掲げる事項について会計監査人から通知を受け、会計監査人が会計監査を適正に行うために必要な品質管理の基準を遵守しているかどうか、会計監査人に対して適宜説明を求め、確認をするものとする。(イ)

- 一 独立性に関する事項その他監査に関する法令及び規程の遵守に関する事項(イ)
- 二 監査、監査に準ずる業務及びこれらに関する業務の契約の受任及び継続の方針に関する事項(イ)
- 三 会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関するその他の事項(イ)

(監査の時期)

第3条 監査は、監事監査計画に基づき年間を通じて行うものとし、定期のほか、監事が必要と認めたときに臨時に行う。(ロ)

(監査の種類) (ロ)

第4条 監査は、書面監査、実地監査その他監事が適当と認める方法により行う。(ロ)

(監査項目) (ロ)

第5条 監査は、次の項目について行う。(ロ)

- 一 内部統制に係る制度、体制及びその運用に関する事項(イ)
- 二 関係法令、業務方法書その他の規程等の遵守状況
- 三 中期目標、中期計画及び年度計画等に基づく業務の実施状況
- 四 予算、収支計画及び資金計画の実施状況
- 五 資産の取得、管理及び処分に関する事項

六 既往の監査における指摘事項に係る改善状況(イ)

七 財務諸表及び決算報告書に関する事項

八 その他監査の目的を達成するために必要な事項

(監査の通知)

第6条 監事は、原則として、定期に行う監査に当たっては実施日のおおむね1か月前までに、臨時に行う監査に当たってはその都度、その内容、日程等を要綱第4条第5項に規定する監査対象に通知するものとする。(イ)

(会議開催の通知)

第7条 要綱第5条第1項に規定する会議を開催する場合は、関係者は事前に日時、場所、議題等を監事に通知するものとする。(イ)

(主務大臣に提出する書類の調査) (ロ)

第8条 要綱第5条第3項第2号及び第3号に規定する調査の対象となる書類を主務大臣である国土交通大臣に提出する場合には、事前に監事による調査を受けるものとする。

(ロ)

(文書の回付等) (ロ)

第9条 独立行政法人都市再生機構法人文書決裁規程(平成16年独立行政法人都市再生機構規程第49号)に規定する理事長の決裁を要する起案文書(職員に係る人事秘文書を除く。)については、決裁完了後、監事に回付するものとする。(イ) (ロ)

2 次の各号に該当する文書は監事に回覧するものとする。(ロ)

一 政府からの認可又は承認に関する文書のうち、重要なもの

二 総務省、国土交通省、会計検査院その他国の機関等から発せられた文書のうち重要なもの

三 監査契約に基づき会計監査人から発せられた文書

四 その他経営に関する重要な諸報告

(監査調書の保存期間)

第10条 要綱第8条に規定する監査調書の保存期間は、5年とする。(イ)

附 則

この実施基準は、平成16年7月1日から適用する。

附 則(イ)

この実施基準は、平成27年4月1日から適用する。

附 則(ロ)

この実施基準は、令和2年4月1日から適用する。